

「資源物とごみの分別ガイドブック（令和6年度版）」 に掲載する広告の募集について（ご案内）

市川市 環境部 清掃事業課

市川市に転入された方や公共施設を利用された方、希望される方を対象に配布している「資源物とごみの分別ガイドブック」に掲載する広告を募集します。

このガイドブックは、ごみの出し方について詳しく記載しており、市民の方がごみを出す際に参考としている保存版の冊子となります。

そのため、広告効果は非常に高いと考えられますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

【「資源物とごみの分別ガイドブック」発行概要】

規 格：A4版 36ページ（表紙込み）フルカラー（4色刷り）

作成時期：令和6年2月（予定） 発行部数：25,000部（約1年分）

配布時期：令和6年4月（予定） 配布方法：転入手続き時、及び希望者に対して配布

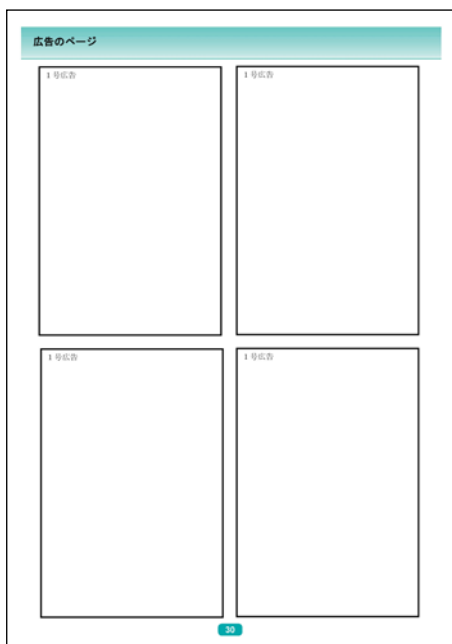
○平成15年11月に初版を作成し全戸配布。18年度以降は、主に転入者を対象に配布し毎年度発行。

<掲載料金>

種別	※掲載位置	規格 （一枠当たり、フルカラー）	広告掲載料 （一枠当たり）	募集 枠数
1号広告	表紙3又は、 表紙3対向ページ（裏内面）	縦 12.5cm × 横 8.5cm	50,000 円	8
2号広告	表紙4（裏表紙）	縦 12.5cm × 横 17.5cm	125,000 円	1

※掲載位置については先着順。1号広告については、2枠（横）または4枠の利用も可能。

<掲載イメージ>



1号広告：表紙3又は、表紙3対向ページ（裏内面）



2号広告：表紙4（裏表紙）

<募集期間>

令和5年9月19日(火) ~ 10月20日(金)

<申し込み方法>

下記3点を募集期間内に清掃事業課へ提出(郵送可)してください。

- ・広告掲載申込書(清掃事業課窓口または市のウェブページで入手できます)
- ・広告の原稿案(紙)
- ・申込者の事業内容に関する資料(会社案内等)

<掲載の可否>

掲載する広告は、市民生活に密着した内容のものと考えております。

ただし、下記のいずれかに該当する内容が含まれた若しくは連想させる広告は掲載できません

- (1)ガイドブックの公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3)政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝及び人事募集に関わるもの
- (4)公序良俗に反するもの
- (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法律に違反しているもの
- (6)その他ガイドブックに掲載する広告として適当でないと認められるもの

申込みの際に提出していただいた書類を基に審査をし、掲載の可否を通知します。

また、掲載希望枠数を超えた場合は、下記の順位により決定し、優先順位が同じ順位の場合は、申込み順とします。

順位	広告の掲載を希望する主体
1	国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
2	廃棄物処理やリサイクルに関連する事業者等のうち、市内に事業所等を有するもの
3	廃棄物処理やリサイクルに関連する事業者等のうち、市内に事業所等を有さないもの
4	その他私企業で市内に事業所等を有するもの
5	その他私企業で市内に事業所等を有さないもの

<版下原稿(掲載決定後)>

版下原稿は、申込み者で用意していただき、そのまま印刷できる画像データで提供をお願いします。

画像ファイル形式によっては、当方で取り扱える別形式で再度提供をお願いする場合があります。

<掲載料の支払い>

広告掲載決定通知書に納入通知書を同封しますので、通知書に記載の期日までに所定の金融機関でお支払いの上、支払い済みの納入通知書(領収部分)を清掃事業課に提示してください(FAX可)。

【問い合わせ先】

市川市 環境部 清掃事業課

〒272-0014 市川市田尻 1003 番地

市川市クリーンセンター

TEL:047-712-6301 FAX:047-712-6302

資源物とごみの分別ガイドブック広告掲載申込書

市川市長 田中 甲

(住所) _____

申込者

(氏名) _____ 印

(法人及び団体等にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

資源物とごみの分別ガイドブック広告掲載取扱要領に基づき、次のとおり申し込みます。

記

- 1 広告掲載希望種別 _____ 号 広告
- 2 掲載希望枠数 _____ 枠
- 3 広告掲載料 _____ 円
- 4 広告原稿案 別添のとおり

[申込担当者]

(氏 名) _____

(所属部署・役職) _____

(電 話) _____

(F A X) _____

(メールアドレス) _____

(市内の従たる事務
所の所在地) _____